別紙様式第１号の２(2)（第117条第１号関係）（平18農水令41・全改、平19農水令75・平23農水令10・平24農水令15・平27農水令33・一部改正、平28農水令５・旧別紙様式第１号(2)繰下・一部改正、平30農水令45・令３農水令20・一部改正）

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）損益計算書

（農業協同組合名）

（単位：千円）

科目	金	額
１　事業総利益（又は事業総損失）		×××
事業収益	×××	
事業費用	×××	
(1)　信用事業収益	×××	
資金運用収益	×××	
（うち預金利息）	（×××）	
（うち有価証券利息）	（×××）	
（うち貸出金利息）	（×××）	
（うちその他受入利息）	（×××）	
役務取引等収益	×××	
その他事業直接収益	×××	
その他経常収益	×××	
(2)　信用事業費用	×××	
資金調達費用	×××	
（うち貯金利息）	（×××）	
（うち給付補塡備金繰入）	（×××）	
（うち譲渡性貯金利息）	（×××）	
（うち借入金利息）	（×××）	
（うちその他支払利息）	（×××）	
役務取引等費用	×××	
その他事業直接費用	×××	
その他経常費用	×××	
（うち貸倒引当金繰入額）	（×××）	
（うち貸倒引当金戻入益）	（△×××）	
（うち貸出金償却）	（×××）	
信用事業総利益（又は信用事業総損失）		×××
(3)　共済事業収益	×××	
共済付加収入	×××	
共済貸付金利息	×××	

	その他の収益	×××	
(4)	共済事業費用	×××	
	共済借入金利息	×××	
	共済推進費	×××	
	共済保全費	×××	
	その他の費用	×××	
	（うち貸倒引当金繰入額）	（×××）	
	（うち貸倒引当金戻入益）	（△×××）	
	（うち貸出金償却）	（×××）	
	共済事業総利益（又は共済事業総損失）		×××
(5)	購買事業収益	×××	
	購買品供給高	×××	
	購買手数料	×××	
	修理サービス料	×××	
	その他の収益	×××	
(6)	購買事業費用	×××	
	購買品供給原価	×××	
	購買品供給費	×××	
	修理サービス費	×××	
	その他の費用	×××	
	（うち貸倒引当金繰入額）	（×××）	
	（うち貸倒引当金戻入益）	（△×××）	
	（うち貸倒損失）	（×××）	
	購買事業総利益（又は購買事業総損失）		×××
(7)	販売事業収益	×××	
	販売品販売高	×××	
	販売手数料	×××	
	その他の収益	×××	
(8)	販売事業費用	×××	
	販売品販売原価	×××	
	販売費	×××	
	その他の費用	×××	
	（うち貸倒引当金繰入額）	（×××）	
	（うち貸倒引当金戻入益）	（△×××）	
	（うち貸倒損失）	（×××）	
	販売事業総利益（又は販売事業総損失）		×××

(9) 保管事業収益	×××	
(10) 保管事業費用	×××	
保管事業総利益（又は保管事業総損失）		×××
(11) 加工事業収益	×××	
(12) 加工事業費用	×××	
加工事業総利益（又は加工事業総損失）		×××
(13) 利用事業収益	×××	
(14) 利用事業費用	×××	
利用事業総利益（又は利用事業総損失）		×××
(15) 宅地等供給事業収益	×××	
(16) 宅地等供給事業費用	×××	
宅地等供給事業総利益（又は宅地等供給事業総損失）		×××
(17) ○○事業収益	×××	
(18) ○○事業費用	×××	
○○事業総利益（又は○○事業総損失）		×××
(19) 指導事業収入	×××	
(20) 指導事業支出	×××	
指導事業収支差額		×××
2 事業管理費		×××
(1) 人件費	×××	
(2) 業務費	×××	
(3) 諸税負担金	×××	
(4) 施設費	×××	
(5) その他事業管理費	×××	
事業利益（又は事業損失）		×××
3 事業外収益		×××
(1) 受取雑利息	×××	
(2) 受取出資配当金	×××	
(3) 賃貸料	×××	
(4) 貸倒引当金戻入益	×××	
(5) 償却債権取立益	×××	
(6) 雑収入	×××	
4 事業外費用		×××

(1)　支払雑利息	××× ××× ××× ×××	
(2)　貸倒損失		
(3)　寄付金		
(4)　雑損失		
経常利益（又は経常損失）		×××
5　特別利益		×××
(1)　固定資産処分益	×××	
(2)　一般補助金	×××	
(3)　金融商品取引責任準備金取崩額	×××	
(4)　その他の特別利益	×××	
6　特別損失		×××
(1)　固定資産処分損	×××	
(2)　固定資産圧縮損	×××	
(3)　減損損失	×××	
(4)　金融商品取引責任準備金繰入額	×××	
(5)　その他の特別損失	×××	
税引前当期利益（又は税引前当期損失）		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	
法人税等合計		×××
当期剰余金（又は当期損失金）		×××
当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）		×××
○○積立金取崩額		×××
当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）		×××

（記載上の注意）

1　本支所間及び各支所相互間の内部損益は除去して記載すること。

2　「事業総利益（又は事業総損失）」の「事業収益」及び「事業費用」には、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載すること。

3　信用事業収益の「その他事業直接収益」には、外国為替売買益、商品有価証券売買益、買入金銭債権売却益、国債等債券売却益、国債等債券償還益その他の直接的収益の合計額を記載し、「その他経常収益」には、株式等売却益、金銭の信託運用益その他の経常的収益の合計額を記載すること。

4　信用事業費用の「その他事業直接費用」には、外国為替売買損、商品有価証券売買損、買入金銭債権売却損、国債等債券売却損、国債等債券償還損そ

の他の直接的費用の合計額を記載し、「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額、貸出金償却、株式等売却損、株式等償却、金銭の信託運用損その他の経常的費用の合計額を記載すること。

5　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で事業収益若しくは事業外収益又は事業費用若しくは事業外費用に重要な影響を及ぼさない場合には、事業収益若しくは事業外収益又は事業費用若しくは事業外費用に記載することができるものとする。

6　一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の次に当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

7　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の繰入額の合計額と取崩額（個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を除く。以下この７において同じ。）の合計額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の取崩額の合計額が繰入額の合計額を上回る場合には、「事業費用」若しくは「事業外費用」又は「事業外収益」に「貸倒引当金戻入益」の科目を設け記載すること。

8　「貸出金償却」及び「貸倒損失」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

9　法令等に基づき、又は組合の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

10　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

11　遡及適用、誤謬（びゅう）の訂正又は当該事業年度の前事業年度における合併に係る暫定的な会計処理の確定をした場合には、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金及びこれに対する影響額を区分表示すること。